

第2回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年5月8日(金)午後3時00分			
開催場所	ハワイアロハホール 集会室			
出席委員(11名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員	
欠席委員(0名)				
推進委員(7名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 尾川 寛信 推進委員	16番 山田 隆雄 推進委員
		18番 北野 文夫 推進委員	19番 山本美代子 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(1名)	17番 山本 正義 推進委員			
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第7号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第8号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第9号議案 非農地の現況証明について 第10号議案 農用地利用集積計画の決定について 第11号議案 農業振興地域整備計画の変更について			
報告事項	第1号 水田の畑地変換届について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局 会長 議長	<p>ただ今から、令和 2 年度 第 2 回農業委員会の定例総会を開催致します。新型コロナウイルス対策としまして農業委員会憲章の唱和は当面見合わせて、やらないことと致しますので、皆様方のご了承を頂きます様、宜しくお願い致します。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数 11 名に対して、ただ今の出席委員は、11 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。では、開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>それでは会を進行させて頂きます。湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長を務めさせて頂きますこととお許し頂きます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p>
2 議事録署名委員の指名	(議長)	<p>次に「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、本町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長が指名することにご異議ありませんか。</p> <p>(はい。の声。)</p> <p>はい。では異議なしと云う風に判断させて頂きます。それでは議事録署名委員には 7 番山下昇委員、そして 8 番の山上真治委員。両名の方をお願いを致します。なお会議書記に於きましては従来のとおり、藤井事務局長、そして谷岡副主幹の方へお願いを致します。</p>
3 報告事項 第 1 号 水田の畑地変換届について	(議長) 事務局	<p>次に日程 3、報告事項に入ります。報告事項第 1 号「水田の畑地変換届について」を、説明報告をして頂きます。それでは説明してください。</p> <p>報告事項 第 1 号「水田の畑地変換届について」を説明します。次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。</p> <p>(資料は 2-1 頁、資料 1 の 1 頁、2 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字 光吉——。地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積は 2,354 m²で、その内 450 m²に 50 cm、0.5m の盛土を行うものでございます。届出人は、宮内●●。届出年月日は令和 2 年 4 月 13 日です。</p>

	<p>議長</p> <p>山下昇委員 事務局</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 清水委員 事務局</p> <p>議長 清水委員 事務局</p>	<p>頁をめくって頂き、2-1 が航空写真による位置図で、図面の上側に写っていますのが「はわいこども園」でございます。それから別冊の資料 1 の 1 頁目が公図で、黄色く着色しています所が盛土の位置図と云う事になるんですけども。もう一つ頁をめくって頂きまして 2 頁目、ご覧頂けますでしょうか。こちらは別の航空写真の図面なんですけども、こちらの写真の方がちょっと新しいものですから付けさせて頂いております。それで、黄色く囲っている所が地上げをすると云う事で報告がございました。以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりました。これは報告事項でございますので、ご承認を頂く訳ではございませんけれども、皆さんの方からこの事案についての、報告についての、お尋ねがございましたらどうぞ、発言してください。発言される際はですね、発声ではなく、挙手でもってお願いします。</p> <p>局長、もう少し詳しい説明をしてあげてくれんかな。用水はどちらの方から水が入って、どちらの方に流れるかとか、そう云った事は。</p> <p>下浅津の方、下側から入って。</p> <p>フォローありがとうございます。山下委員の方からお話がありましたとおり、2 頁目の写真図面の方を、別添資料の方ですね。黄色囲いの下の所に道路もございますけれども水路もございません。そちらの方が用水。そちらから田んぼに水を入れて、県道、上の方側が排水と。そう云う流れでなっていると云う事でございました。</p> <p>残る水田には支障は無いんだね。</p> <p>ええ、支障はございません。</p> <p>はい。皆さんの方からお尋ねはございますか。はい。清水委員どうぞ発言してください。</p> <p>2 頁目の黄色い囲いの所ですけども。右側の方は現在、以前から盛土してあったんですよね。</p> <p>はい。</p> <p>届出者が●●さんになっているんですけども、以前は□□さんだったんです。</p> <p>はい、じゃあ説明してあげて。</p> <p>お答えをさせていただきます。資料 1 の 2 頁目の所に白い建物が写っておりますけども。これは以前にですね、2 アール未満の農地転用と云う事で農業用倉庫を別の方が建てておられまして。そこを含めて●●さんの方が取得。小屋については今は借りておられる状況かな。農地自体は取得をされて、名義は変わっているんですけども。小屋については別の方が建てられたと云う経過が、</p>
--	--	---

<p>4 議事 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>清水委員 議長 清水委員 議長 (議長) 事務局 議長 河井推進委員 議長 河井推進委員 議長</p>	<p>2 アール未満の農業用施設と云う事で建てられておまして。そこを今は借りている状態と云う事。以前から小屋はございました。</p> <p>分かりました。</p> <p>清水委員、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>以上の様なことで、こちらの方は認めさせて頂いております。</p> <p>それでは続きまして進行させて頂きます。議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をお願いします。</p> <p>議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は、旭●●、譲渡人は、京都市山科区●●と、滋賀県大津市●●の 2 名であります。土地の所在 大字 龍島——、地目は台帳 田、現況は畑であります。利用状況は畑。面積は 835 m²。権利取得後の経営面積は 38 アール。こちらは売買による所有権移転であります。</p> <p>番号 2 譲受人は、小鹿谷●●。譲渡人は、小鹿谷●●。土地の所在は議案書に記載の 5 筆で、面積の合計が 6,262 m²であります。権利取得後の経営面積は 62 アール。親子間の贈与による所有権移転であります。終活だと云う事で、早めに子供さんの方に名義を変えたいと云う事で、この申請が出て参ったものでございます。</p> <p>以上、番号 1、番号 2 のそれぞれの申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。以上で説明を終わります。それでは皆さんの方からお尋ねはございますか。質疑はございますか。</p> <p>ちょっと聞いてみます。</p> <p>はい、それでは河井推進委員どうぞ。</p> <p>番号 1 のね、この受けた方。この方は何をしておられる方。農業の方、これ。</p> <p>はい、説明してください。</p>
--	--	--

<p>議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p>	<p>事務局 河井推進委員 議長 河井推進委員 議長 (議長) 事務局</p>	<p>ご職業は多分、農業だと云う風に判断しておりますけども。お一人暮らしではなくて、世帯の中で、この方が名義人になると云う事で取得をされると云う事でございました。</p> <p>まあ、名義人は良いんですけどもね、多分この方は農業をしてないんじゃないかと思ひましてね、ちょっと聞いた訳です。</p> <p>この方は、色々と、職業としては飲食もやっておられる方なんだけども。農業も、そこそこありますので。</p> <p>そうですか。はい、分かりました。</p> <p>その他に無い様でしたら、質疑を終結して採決を行います。宜しいですか。それでは質疑を終結して採決を行います。議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員の方が挙手でございます。それでは議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり認めることと致します。</p> <p>次に、議案第 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をしてください。</p> <p>議案第 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、4-1,4-2 頁、資料 1 の 3 頁から 6 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字宇谷——。現況地目は畑、転用面積は 252 m²。転用計画の用途はその他で、施設概要は駐車場。申請人は、宇谷●●。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 2 種農地、区分決定根拠は、住宅等が連坦する区域に近接する区域内。許可根拠規定は、集落接続であります。都市計画区分は区域外でございまして、公共投資はありません。</p> <p>事業内容は、自動車 3 台分の駐車スペースと農機具等の置場を整備するものでございます。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外でございまして、隣接耕作者の同意書は添付をされております。</p>
---	--	--

	<p>議長</p> <p>横川委員</p>	<p>頁をめくって頂きまして 4-1 頁。こちら、航空写真による位置図でございます。上の方、丸囲いをしておりますけども、その中の赤斜線の所で。もう 1 枚めくって頂きまして、4-2 頁。こちらが詳細図でございます。</p> <p>位置図をご覧頂いて分かるかと思えますけれども、主要な集落道から奥まった所にある自己所有地を駐車場にするには接続する道路がちょっと狭いものですから、次の議案、第 5 条の方になりますけども、そちらの方で通路拡幅の転用申請と併せての整備計画でございます。</p> <p>それから別冊の方。資料 1 ですけれども、資料 1 の 3 頁目が現地の写真です。赤く囲っておりますのが申請地です。次の 4 頁目は 5 条転用申請の方の現地写真になりますけども、5 頁目が公図になります。6 頁目が土地利用計画図と用地断面図です。駐車場と隣地との境界にはコンクリートブロックを設置し雨水による土砂流出を防ぎます。また、頁の左側に断面図がありますが。上の A-A' の縦断面図をご覧頂きますと、縦断勾配は右から左の道路側に向かって 2% 下がり勾配を設けてあり、地下浸透しきれない雨水は道路内の排水路へ排出する計画となっております。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上でございます。</p> <p>はい。説明が終わりました。それでは、この案件につきましては現地に出向いて確認を行っております。現地確認の委員による報告でございますが、代表を致しまして横川委員に報告をして頂きます。宜しくお願いします。</p> <p>本日昼 1 時から、長谷川会長、蔵本職務代理、土井農業委員、それから徳岡推進委員、それと私横川と事務局 2 名の合計 7 名で現地を確認して参りました。確認した報告をさせていただきます。</p> <p>まず初めに湯梨浜町大字宇谷——の、先ほど説明があったんですけど、資料 1 の 3 頁、4 頁を見て頂けますでしょうか。此処に写真が掲載されてます。この写真が掲載されてまして、大字宇谷——が今回の駐車場の申請であります。それに伴いまして、先ほど説明がありましたが、この様に行うと。自動車 3 台分の駐車を行うと云う事で、周りの方には影響はありません。宅地がありますが、ブロック塀で囲われて、ほとんど駐車場に関しましては問題は無いと思います。また、それに関しまして、本冊の 4-1 を見て頂けますでしょうか。●囲いがしてあるその上の所です。</p>
--	-----------------------	--

	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>申請地の近傍に白い部分がありますね。此処の所に、今回の申請者の息子さんが、家を建てられています。今は基礎が出来てる最中なんですけど。親子で此処を共同で使うと云う事で、こちらの方は聞いてます。これを、現況を確認しまして、許可相当として認めることに問題は無いと考えます。以上です。</p> <p>はい。ご苦労様でございます。それでは説明と、それから現地の確認報告が終わりました。ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>どうぞ、質疑はございませんか。じゃあ、無い様だから私の方から少しお尋ねをしてみようかな。この資料1の6頁の所で、区有地の所が空いてるよね。此処の所は分筆線か何かで道にしないのかな。ちょっと説明して。</p> <p>資料1の6頁目を見て頂いたら、会長の質問の意図が分かるかと。黄緑色で縁取っている所が次の5条申請の用地になりますけども。要は、今の4条転用の申請地と、次に出て来ます5条転用の申請地との間に細長い土地があるんですけども。この土地がですね、宇谷の部落の共有名義の区有地になっております。地目は原野でございます。地目は原野ですので、特には転用等々の手続きと云うのはございませんが、次の5条の転用と、それから今の4条の部分で、一部コンクリート布設と云う事で図面の方も。6頁の図面、黄緑色の丁度真上の所が、細くしてある所がコンクリート張りするんですけども。そことの間は手を掛けなくて良いのかなと云う、会長の質問でございました。</p> <p>現実的な話をしますと、共有名義の区有地についてあまり手を掛けたくないところ、申請者の意図じゃないかと思うんです。次の5条の転用申請の話になりますと、あくまで個人さんとの、個人対個人の手続きの話で済むんですけども。間の区有地の事になると部落を巻き込んだ話になって、分筆しようかと思ったら、それこそ名義人さんの判子やらと云う話が、次、出て来てしまうものですから。そこは取り敢えず置いといて。区有地だから、区民が使う分には問題無かろうと云う事で、進めておられるのではなかろうかと云う風に想定をしております。</p> <p>少なくとも個人さんの土地を分けてもらう必要があったので、次に5条転用の話が出て来てるんですけども。部落の土地と云う事でありますから、敢えてそこまでは踏み込まない、と云う事であろうかと、云う事で。少なくとも転用とかの手続きについては不要でありますので、する必要は無いと云う事だけお答えをさせて頂きたいと思っております。</p>
--	----------------------	---

	<p>議長</p> <p>中村委員</p> <p>議長</p>	<p>2.4m にコンクリート舗装により拡幅するものであります。</p> <p>農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外であります。それから隣接耕作者は譲渡し人でありますので、転用は同意済みでございます。</p> <p>頁をめくって頂き 5-1 頁が先ほどと同じような航空写真による位置図でございますが。もう 1 枚頁をめくって頂きまして 5-2 が詳細図でございます。転用に係る部分につきましては、大字宇谷——の筆の内、左側の道路に隣接する、赤色で幅広に着色している部分でございます。</p> <p>それから資料 1 につきましては、先ほどの 4 条転用案件で説明を致しましたけれども、4 頁目ですね。4 頁目が現地の写真でございます。左上の写真なんですけれども、赤く囲っている部分が、この筆の内の転用箇所であります。それから左下の写真をご覧頂きますと、先ほど話をしましたけれども、5 条の申請の場所と 4 条の申請の場所の間に大字宇谷——と云う筆がありますけれども、この土地が区有地で、地目が原野となっている箇所であります。</p> <p>それから 6 頁目が、先ほどからご覧頂いておりますとおり土地利用計画図と用地断面図でございます。5 条転用に係る部分は黄緑色で示しているところでございます。現在分筆登記手続き中と云う事でお話しさせて頂いておりますけれども、こちらの 6 頁の図面の中では登記完了後の地番が、その様に記載がなされております。また、道路の拡幅部分は図面に記載がありますとおり、コンクリート布設と云う事でコンクリート舗装するものでございます。</p> <p>本転用事業につきましては、先ほどの 4 条転用の駐車場へ通じる道幅では普通車が通れませんので、駐車場整備と併せて道路の拡幅を計画したものであります。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりました。本案件につきましては、第 4 条申請に於きまして現地確認報告をして頂いております。重複致しますので、現地確認の報告は割愛させて頂きます。それでは議案第 8 号につきまして、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、中村委員どうぞ。</p>
--	---------------------------------	--

	<p>中村委員 議長 事務局</p> <p>中村委員 議長 事務局</p> <p>中村委員 議長 事務局</p> <p>議長 尾川推進委員</p> <p>議長</p>	<p>元々あります2mの道路は町道ですか。 説明してください。</p> <p>赤線を集落道として使っていますので、町道と云う言い方になるかとは思いますが、区道であり町道であるか云うんですかね。</p> <p>道路管理はね、ダブった形になるのなら大丈夫かなと思って。 もう一回説明を。</p> <p>本冊の5-1の方をご覧くださいと思います。丁度申請地の所、ずっと横に走っている道が、これが正式な町道になります。そこからの枝線については赤線と云うですか、国有地部分があったりとか云う事になりますので、管理的には区道と云う事ですね。宇谷区の区の道と云う、そう云う扱いであります。</p> <p>何か、一緒にしたら良い様な気がするんだけど。 もうちょっと説明してあげて、例えば2mが2.4mとか、そう云ったところ。旧泊村の許可の中において制約がどうのこうのの件。道幅が狭くても良いよとか。</p> <p>あの、会長から道幅がとか、とありましたのは、家を建てたりする時と云うのは建築基準法とかと云う規制があったりしますので。4m以上の道に接してる。或いは4m以上の道路に接続する2m以上の道路が無いと家を建てられないだとか云う様な。今のはちょっと不正確なんですけども。都市計画法上の規制と云うのが、羽合地域・東郷地域にはございますけれども、泊地域に於きましては、そう云う規制をすると、今建っている家をこぼして新しく家を建て替えるとか云う事が出来なくなっちゃうものですから、都市計画法による区域には指定をしておりませんので。あまり生活上は、細い道があっても法律的な支障は無いんですけども、実質的に普通車を、通れないと困ると云う事もあったりしますので。この度の申請者の方は道幅が欲しいなと云う事で土地を分けて頂いたと。分けて頂く手続きを進めたと云う事になっております。</p> <p>はい。尾川推進委員どうぞ。</p> <p>先ほどの、この区道の隣の40cmの土地の事に関してですけど。本人さんから、将来的には区の方に無償譲渡すると云う、区道として使ってもらおうと云う事を、きちんと聞いておりますので。相談を受けておりますので、ご了承ください。宜しく申し上げます。</p> <p>じゃあ中村委員、今の補足説明で。</p>
--	---	--

<p>議案第 9 号 非農地の現況証明について</p>	<p>中村委員 議長</p> <p>尾川推進委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>良いです。</p> <p>じゃあ、申請人から区の方へ。寄附採納すると云う風な事ですね。併せて先ほど私が申しました、例の区有地の方もね。権利はちゃんとしておかないといけないな。</p> <p>その区有地の件に関しまして、区長と相談をし、それから区の役員さんと相談して、使用してよろしいと云う事、許可を得ていると云う事でした。</p> <p>はい。補足説明、ご苦労様でございました。と云う事で、地元、尾川推進委員からも補足説明がございました。その他にご質問ございますか。</p> <p>そうしましたら、今申しました区有地の分もちゃんとされる事を、こちらの方も指導して行くと云う事で。そう云った事で県へ意見を添えたいと思います。</p> <p>はい、それではその他にご質問ございますか。それでは無い様でございますので、質疑を終結致しまして、ただ今より採決を行います。本案件、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、原案のとおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい、全員でございますので、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」につきましては、これを原案のとおり認めることと致します。鳥取県知事の方へ進達を致します。</p> <p>次に議案第 9 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。非農地証明願いは 4 件ございます。順次説明をして頂きます。それでは説明を求めます。</p> <p>議案第 9 号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 6-1 と資料 1 の 7 頁)</p> <p>番号 1 申請人は 上浅津●●。土地の所在 大字上浅津——。地目は台帳 田、現況 宅地、面積は 183 ㎡。昭和 54 年に住宅を建築し、以降宅地化しているものとございます。</p> <p>頁をめくって頂きまして、6-1 が航空写真による位置図でございますけども、便宜上整理番号 3 の場所と併せて表示をしております。中央の十字路は、横に走っている浅津街道と、はわい温泉入り口の所の交差点でございますけども。整理番号 1 の方は交差点より上側ですね。道沿いなんですけども、ちょっと判り辛い。赤囲いをしておりますけれども、判り辛いかなと。そこでご</p>
---------------------------------	--	--

ございます。現地の写真につきましては、別冊の資料 1 の 7 頁でございます。家と家との間、玄関前の所ですね。その部分と云う事でございます。

(資料は 6-2 と資料 1 の 8 頁)

番号 2 申請人は 京都市西京区●●。土地の所在 大字田後——。地目は台帳 田、現況 宅地、面積は 183 m²。10 年以上前から農地として使用しておらず、住宅に附属する庭となっていると云うものであります。

航空写真による位置図は 6-2 頁でございます。右側に見える田んぼは清谷の田んぼになるんですけども。緑色の建物が下に見えますけども、大手チェーン店のパチンコ屋さんと云う事でございます。そう云う位置で、現地の写真につきましては、資料 1 の 8 頁でございます。建物と建物の間の真砂土になっている所であります。

(資料は 6-1 と資料 1 の 9 頁)

番号 3 申請人は 倉吉市●● 遺言執行者 ▲▲。土地の所在 大字上浅津——から大字上浅津——の 3 筆でございます。地目はそれぞれ台帳 田、現況 雑種地、面積は記載のとおりで、合計面積と致しましては 148 m²でございます。昭和 46 年頃に住宅が建設されましたが、昭和 54 年頃に県道の用地買収の、買収に遭いまして。お家とかはこぼした上で、現在は駐車場として利用されているものであります。

頁をめくって頂きまして、6-1。交差点の右側の所の墓所でございますし、現地の写真については資料 1 の 9 頁でございます。

(資料は 6-3 と資料 1 の 10 頁)

番号 4 申請人は 水下●●。土地の所在 大字水下——。地目は台帳 田、現況 雑種地、面積は 355 m²。20 年以上前から耕作はしておらず、現状は荒廃地となっていると云う事で、申請書には記載がされております。

頁をめくって頂きまして、6-3 が航空写真による位置図でございます。写真の左下には羽合小学校のプールが見えておりますけれども。羽合小にほど近い場所と云う事になります。それで、申請地は元々田んぼだったところが地上げをされておまして、現在は住宅地に附属する農地の一角となっております。現地の写真につきましては、資料 1 の最後の頁ですね、10 頁目でございます。

	<p>議長</p>	<p>尚、番号1から番号4までの説明は以上のとおりですけれども、附記の方に記載しております内容につきましては、非農地の現況証明願いに記載された内容に基づき掲載しております。従いまして、申請者の主観に由る部分もございますので、非農地の現況証明に係る適否の判定にあたっては、附記の内容は参考として頂きまして、現地調査の結果や現況写真に基づきご判断頂きますようお願い致します。説明は以上であります。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。説明が終わりました。それでは、この非農地証明の4つの案件に於きましては、現地に外向いて確認を行っております。4件ございます。こちらの方から番号を申しますので、それぞれ報告をして頂きたいと思っております。</p>
	<p>土井委員</p>	<p>それでは案件番号1番。1番の案件を、土井委員に報告をお願い致します。</p> <p>議案第9の「非農地の現況証明」で番号1、上浅津の分ではありますが、局長から説明がありました様に、附記に書いてあります。昭和54年に自宅を建設し、とありますが。資料1の7頁。家の前の赤い線が引いてある、俗に云うカドと云うか庭と云うか。そこが田のまま残っていたようです。何十年も、まあ家を建ててから農業はしてないと思っておりますので。また、農地に復元することは困難の状態ですので、非農地として認めることに問題は無いと考えます。終わります。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。それでは案件番号2番。2番の案件を、徳岡推進委員の方から、現地確認報告をお願い致します。</p>
	<p>徳岡推進委員</p>	<p>はい。それでは、議案第9号の番号2の田後の分でございます。地目は台帳が田、現況は宅地でございます。それで、一番見易いのはですね、6-2ですね。6-2の田後の信号交差点から清谷の方に向かって行く道の、赤い色で囲っている所でございます。その右側にあるのが▲▲通運の倉庫と事務所になっている所でございます。その間の川とですね、それから土地改良区の管理道があると云う所ですね、道でございます。詳しくは資料の8頁になりますが。この赤い線で結んである所でございます。奥にある大きな建物が▲▲通運の建物で、手前が清谷に行くところの道路でございます。</p> <p>長い間ですね、農地としては利用されてなくて、右下の方に写っております住宅のですね、駐車場として長い間使われていると云うのが現状でございます。これを非農地としての現況証明には、非常に、農地に戻すと云うのは大変ですし、現況が駐車場として使われておりますので、非農地として認めることに問題は無いと思っております。以上です。</p>

	<p>議長 横川委員</p>	<p>はい。ご苦労様です。それでは案件番号 3 番でございますが、横川委員に報告をして頂きます。</p> <p>はい。3 番ですけれども。写真を見て頂ければ分かると思いますけれども。本冊の 6-1 と資料 1 の 9 頁ですね。此処を見て頂けますでしょうか。</p> <p>筆が 3 筆に分かれて、県道の十字路ですね。此処の僻地みたいな所になっている所です。資料 1 の方を見て頂ければ分かると思いますが、真砂土で成形がされております。これを農地に戻すと云う事になれば、かなり困難な事になりまして。農地としての復旧は困難であると考え、非農地として認める事に問題は無いと判断しましたので報告します。以上です。</p>
	<p>議長 土井委員</p>	<p>はい。ご苦労様です。それでは案件番号 4 番を、土井委員にご報告をお願いします。</p> <p>はい、失礼します。議案第 9 号、番号 4 番水下の件ですが、別冊資料の 10 頁をお願いします。20 年以上前から耕作しておらずと附記には書いてありますが、4 つある写真の右の下、黄色く見えるのは柿の木でありまして。剪定はしてない、消毒はして無い様ですが、下のシンジャと云うのですか、とか云う草を刈れば直ぐ農地、柿畑になると判断しました。と云う事で、非農地してではなく農地として判断して帰ってきました。以上終わります。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。ご苦労様でございました。以上でNo.1 からNo.4 までの現地確認報告をして頂きました。それでは皆さんの方から質疑を受けたいと思います。質疑がございましたら挙手の上、意思表示をしてください。質疑はございますか。</p> <p>質疑はございませんか。それでは無い様でございますので。</p>
	<p>河井推進委員 議長 河井推進委員</p>	<p>ちょっと聞いてみます。</p> <p>はい。それでは河井推進委員どうぞ、発言してください。</p> <p>今ね、4 番の件ですけどね、水下の。何か現地確認に行ったら、認めない様な事を云うし。どう云う具合になるんですか、これ。今ね、現地確認に行ったら、これは非農地には認めない。そうして帰りましたと言われるのに。これはどうなるんですか。</p>
	<p>議長 事務局</p>	<p>それでは事務局、説明してください。</p> <p>はい。これはあくまで非農地の現況証明について、農地か農地でないかと云う判断を農業委員会の総会に諮ると云う話です。申請して、此処を農地でないものとして認めて頂けませんかと云う申請自体は、明らかに農地の場合は事務局で「いや、ちょっとこれはダメでしょう。」と云う判断で申請自体を認めないですけれども。微妙な状況で見受けられましたので、判断はあくまで</p>

	河井推進委員	<p>この総会で。農地なのか農地ではないと云う風に判断するのかと云うのは、皆様の判断に委ねると云う形に。それで、まず申請を出してくださいと云う事で、申請者の方には話をさせて頂きました。</p> <p>それで今の状況はね。現地確認されて、その状態を見た時には、非農地ではちょっとおかしいじゃないかと。今の柿畑を見たら、出来るんじゃないかと云う意見で、作れるんじゃないかと云う事になって。此処の農業委員会の中で、これを多数決で決める訳ですか、こう云う場合。今局長が言うのは、こう出てるから、非農地証明願が出てるから。皆さんで判断。と云うのは多数決で決める訳ですか。例えばこれが否決されたら、もう一度この方に出す訳ですね、同意できないと云う結果通知を。</p>
	事務局	<p>はい。多数決と云う形になろうかと思えますけども。農地か農地でないかの判断は、現地で確認して頂いて。それで報告を皆さんに聞いて頂いた上で、その上で農地なのか農地じゃないのかと云う事を決めて頂きます。最終的には多数決と云う形になろうかと思えますけども。</p>
	議長	<p>と云う事で。もしこれで非農地じゃないですよと云う事で御判断頂きましたら、申請者に対しては非農地証明は出せないの、これはあくまで農地ですよと云う事でお返事をさせて頂きます。</p> <p>良いですか、河井推進委員。</p> <p>今のやり取りでございますけども、いわゆる非農地証明の事でご質問があり、そして局長の方から説明がございました。その中でですね、申請者には当然申請者の権利がございますので、当然出して頂きます。しかしながらそのシステムの中にはやはり、申請内容をしっかりと審査させて頂くと云う風な流れがある訳でございます。その一つに現地に出向いて確認をすると。こう云った流れがございます。その中でですね、やはりこれは農地ではないと云う事が明らかに言えるものであれば、やはりこれは非農地証明をして然るべきだと云う風に思います。</p> <p>しかしながらですね、こうやって誰が見ても「これ、農地だよな。」って云う場合には、これはやはり、容易に非農地として取り扱う事はちょっと出来かねると云う風な事でございますし。こう云った許可がもし、まかり通るのであればですね、近隣の町村に於きましても「湯梨浜はどんな審査をしているのか」と云う事にもなりかねませんのでね。やはり此処は公平・公正に、その様な審査をさせて頂いたと。その様に報告書も起こしてくれると思っておりますし。それに基</p>

	<p>土海委員 議長 土海委員</p> <p>事務局</p> <p>議長 土海委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>づいて皆さんで御判断をして頂きたいと。採決の時にはその様な資料をですね、踏まえて、それぞれが決なり否決なり、そう云った事をして頂きたいと云う風に思っております。宜しいですか。</p> <p>良いですか。</p> <p>はい、どうぞ。土海委員どうぞ発言してください。</p> <p>それでは6-3の図面を見て頂いて。それから6頁の所に地目は田と書いてありますね。それでこの写真を見ると、地上げしちやあってあるしね。その辺の関係はどうなってるのかなと思ってですけど。</p> <p>はい。現地は、現実的には地上げがしちやっております。周りの畑や住宅と同じ高さの地になってる状態でございます。それで、6頁に記載の地目ですけれども、台帳地目と云うのは登記簿に記載されている地目ですので、地目変更登記と云う手続きをしなければずっと最初の地目のままです。だからおもとは田んぼだったんですね。ただ何も何時の頃やら地上げをして、周りの畑や宅地と同じ高さになると。それで、現況地目につきましては、これは基本的には現況証明願に記載の地目を、現況地目と云う事で書かせて頂いております、原則的には。農地台帳の方で見ますと、この整理番号4の所につきましては、現況地目は畑になっておりました。ただ、議案書の方につきましては、いわゆる申請書に記載の地目を書いておると云う事でございますので、ご了解を頂ければと思います。</p> <p>土海委員、良いですか。今のお答えで。土海委員の質問は、もうちょっと分かり易く。</p> <p>どう言ったら良いかな。地上げしちやあってあるのにね。目的も、最終的には家を建てるとか云う様な目的があつてとか、と云う様な意味合いに取れるわね。それで、その辺がちょっと合点が行かんなどと思ってますけども。</p> <p>じゃあ、説明してあげて。</p> <p>はい。6-3の図面でね、道路で、ぐるり囲まれているブロックと云う事で考えますと、ブロック全体が、地が上げてあるんですよ。それで、そこのブロックの北側には田んぼがまだ残っていて、地が上げてない田んぼが残ってるんです。</p> <p>恐らくそのブロック毎で、地主さん方の了解事項なり何なりと云う事で、全体を、地を上げようかと云う様な流れがあつてしておられると云う風に理解をしているんですけども。近い将来の話じゃなくて、遠い将来には家を建てる事も出来るからと云う様な事も含めて、地上げをしてお</p>
--	---	--

	<p>議長 蔵本職務代理</p> <p>議長</p>	<p>られるのかなど。</p> <p>元々はね、区画を考えると苗田だったと思いますよね。現実的には水下の苗田は、6-3の図面で右側のちょっと下あたりに苗田があるのはあるんですけども。そう云う風な恰好で。住宅地と苗田が混在していた様な場所で、町道の整備と併せて地を上げちゃったんじゃないかなど。これは、ごめんなさい。羽合町の職員じゃないので私の経緯は分からないんですけども。もし、蔵本職務代理とかが覚えておられる様であれば、ちょっと補足して頂ければと思いますが。</p> <p>補足できますか。</p> <p>この番号4の申請地の周り、その下の方はみんな、元は田んぼだったです。それで、小学校とかそう云う建物とかが出来るのに依って、みんな地上げをして周りに家がどんどん建って来た、と云うのが。だから、そのつもりで宅地にしたいんじゃないかと思ってみたんですけど。</p> <p>はい。それでは整理して行きたいと云う風に思います。今、土海委員の方からも質問がございましたが、転換畑と云うのが湯梨浜町内、数多ございます。それは、それぞれが個々に思惑を持っておられる場所もあります。</p> <p>しかし、そう云った事は関係なしに転換畑としてやっておられる方もある。ただ、その辺の目線はですね、「あの方は将来的に宅地にしたいんだから。」と云う事であればですね、それはそれなりの手続きをして頂くと。申請をして頂くと云う風な流れに乗せて頂ければ良いんですけども。</p> <p>やはり転換畑と云うのは、どうしても農地になるんですよね。現に私も、現地確認としての同行をさせて頂きましたけども。柿が現に生えている。植えてある。それでこれ、柿の実が成る・成らないは別でございまして。やはり、良い手入れをされる方は立派な柿が出来ますし、悪い手入れの方は、そんなに柿は成らないかも分かりません。ただ、現状は、やはり農地だと云う風な事が明らかであると。10人が行っても「農地だなあ。」と云う事になる。こう云った風な事案に於きましてはですね、やはり申請が出て、やはりこれはちょっと無理じゃないかと云う風に、申請者にもう一度お返しをすると云う風な事で。申請者にも理解をして頂くと云う風な事になるかと、云う風に思います。土海委員、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>山本美代子推進委員、どうぞ。</p>
	<p>土海委員 議長</p>	

	<p>山本美代子推進委員</p> <p>議長</p> <p>山本美代子推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>山本美代子推進委員</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>こう云う場合は農業委員会としてはね、地目変更と云う事で。田から畑にと云う事は指導はしないんですか。農地の中の地目変更。</p> <p>ちょっと、質問が良く分からないけど。</p> <p>農地の中のね、田から畑に、って云う変更ですね。それを地主の方に指導されたらどうですかね。</p> <p>じゃあ、回答を。</p> <p>水田の畑地変換届で、出されて地上げをされる方がちょこちょこあるんですけども。取り敢えずこれまでは「じゃあ、地目を畑に変えてくださいね。」と云う様な指導は、これまでしておりませんでした。仰るとおりですね、筆全体を、地上げをして畑にされると云う場合には、仰る様に地目変更の登記の方を進めて貰った方が。確かにね、実態と登記地目が整合性が取れていた方がすっきりすると云う事もありますので。そう云う風に指導して行く様にしたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>山本美代子推進委員、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>その他質疑はございますか。河井推進委員、何かありませんか。</p> <p>指名がありましたから言いますけどもね。申請されているのね、非農地にね、したいと云う事だけど。現地確認に行ったら、「どうも非農地はおかしいじゃないか。」と云う事だから、どうされますかと云う事です。それだけです。今の話はずっとね、過去済んだ話ですけど。現在今どうされるかと云う事ですけどもね。</p> <p>良いですか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>申請者はこの先、どうされるかと云う事です。申請された方が。と云う事です。はい。実は、転用されたいと云うお気持ちを持っておられる様でして。非農地で最初にお話を頂いたので、「思いどおりになるかどうか分かりませんが、じゃあ非農地証明の申請は出されるんだったら出してください。」と。「ただ、行けない場合もありますからね。」と云う事でお話をする中で、「じゃあ、もしだめなら転用申請を出す様にしたら良いですね。」と云うお話もありましたので。改めて、どう云う計画かは分からないですけども、転用申請を出される事になるだろうな</p>
--	---	---

<p>議案第 10 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>議長</p>	<p>と云う風に思っております。</p> <p>良いですか。はい。今局長の方から説明がありましたが、もし何らかの事情で転用したいと云う事であれば、「この非農地証明の手続きではちょっと難しいから、正式な転用の申請を出されたらどうですか。」と云う風な事で、こちらの方からもね、説明して貰う様に致します。それによろしゅうございますか。はい。</p> <p>その他に、ご質問ございますか。それでは、無い様でございますので、質疑はこれで終わります。それでは採決を行います。議案第 9 号「非農地の現況証明」について、案件番号 4 番を除いて、1 番・2 番・3 番。これについての採決を行います。原案のとおり認めることに賛成の委員方の挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員の方でございますので、案件番号 1 番・2 番・3 番はこれを認めることと致します。改めて採決をさせていただきます。案件番号 4 番。この番号について採決を行います。原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>《挙手 1 名 山下昇委員》</p> <p>挙手は 1 名のみでございますので、それでは番号 4 番の案件につきましては、これを差し戻すと云う事にさせていただきます。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>それでは進行致します。続きまして、議案第 10 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、議事参与の制限として 6 番蔵本職務代理、8 番山上委員、15 番尾川推進委員には、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により退席をして頂く事になります。それでは退席をしてください。</p> <p>(蔵本職務代理、山上委員、尾川推進委員 退席)</p>
	<p>事務局</p>	<p>退席を確認を致しましたので、審議を続行致します。それでは概要から説明してください。</p> <p>議案第 10 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 2 年 5 月 15 日であります。</p> <p>(資料は、7-1 頁から 7-3 頁)</p> <p>頁をめくって頂きまして、利用集積計画総括表をご覧頂きます様お願いします。関係戸数は、</p>

		<p>借り人 11、貸し人 14 であります。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 6 件で 10,367 m²、3 年以上 6 年未満が 8 件で 14,695 m²、6 年以上 10 年未満が 1 件で 2,731 m² であります。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 27,000 m²。普通畑として利用が 793 m²。利用権設定面積率は 0.219% でございます。詳細については次の頁 7-2 と 7-3 の各筆明細一覧を、ご覧をお願い致します。</p> <p>各筆明細の説明ですけれども、9 番,10 番が尾川推進委員に係るもの。整理番号 12 が蔵本職務代理に係るもの。それから 13 番と 15 番が山上委員に係る案件と云う事になります。それで、中間管理事業。15 番が中間管理事業に係るものです。</p> <p>以上、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>それでは概要の説明が終わりました。今局長の方からの説明がありました様に、退席委員に関する整理番号 12 番,13 番,16 番,9 番,10 番を先に分割審議します。それでは今申しました 9 番,10 番,12 番,13 番,16 番 について質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。はい、土井委員。どうぞ発言してください。</p> <p>15 番の山上委員の中間管理事業分ですけれども、自分のところで出来るのにとお思いまして。それでは説明してください。</p> <p>15 番の土地ですけれども、場所が赤池でございまして。山上委員の会社のエリアと云うのが長瀬・田後の方になるんですよ。ですのでそこ等辺は、例えば蔵本職務代理であったり、他の担い手の方々に入って頂いている所です。わざわざ機会を廻したりするのが大変と云う事があるものですから、中間管理事業に出した上で他の担い手さんに引き受けて貰う様な段取りになっております。そう云う事で配分の方がですね、計画が出来ているんですけども。そう云う状況と云う事でご理解頂けたら、と云う事になります。</p> <p>山上委員が出した方か。勘違いしておりました。失礼しました。</p> <p>はい。徳岡推進委員どうぞ。</p> <p>13 番の件なんですけれども。ちょっと私、関わりましたので。ちょっと資料が無いので分からないですけどもね、一番右端を見ると「認定農業者・新規」って書いてありますよね。此処の田んぼはですね、更新はあるんじゃないかなと思って、新規じゃなくて。もちろん新規もあるけ</p>
	議長	
	土井委員 議長 事務局	
	土井委員 議長 徳岡推進委員	

	<p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>徳岡推進委員 議長</p> <p>事務局</p>	<p>ど、更新も。ちょっと私も資料を持ってないので分からないんですけども。みんな新規になってますけども。5年過ぎて更新の田んぼもあるんじゃないかなと思うんですけども。ちょっと確認を。</p> <p>はい、説明を。</p> <p>はい。ご指摘のとおりでございます。私の記憶では、そう。整理番号14に近い所、五ノ上河原は、確か前から作ってくださってた様に思いますし、江尻につきましても一部ですね、以前から作っておられたやに記憶しておりますので。すみません、新規じゃなくて、すみません、更新の部分も。記載の方がどうやら錯誤がある様でして。失礼致しました。ご指摘のとおりでございます。</p> <p>はい。それではもう一度確認をして頂いて、しっかりと見直しをして頂いて、と云う事で宜しゅうございますか。</p> <p>はい。</p> <p>皆さんの方から、その他に質疑はございますか。無い様でございますので、それでは質疑を終結し、採決を行います。整理番号9番,10番,12番,13番,15番につきまして、原案どおり認めることに賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員でございますので、整理番号9番,10番,12番,13番,15番につきましては、原案のとおり認めることと云う事に致します。それでは退席委員の入室をお願い致します。</p> <p>(蔵本職務代理、山上委員、尾川推進委員 着席)</p> <p>それでは、退席しておられた委員の方の着席を確認致しましたので、会を続行致します。</p> <p>次に、整理番号、今お諮りを致しました残りの案件についての審議を行います。局長の方から補足説明はございますか。</p> <p>はい。整理番号3番,4番の耕作者の方。気に係る方があろうかと思っておりますけども。</p> <p>昨今色々ありましたけれども、打診をしたところ、何とか。「引き受けていた所に近い所なのでなんとか行けるでしょう。」と云う事で確認しております。●●さんが、言ってみればある程度後見人的な位置付けで、フォローしてくださると云う事になろうかと思っておりますけども。その辺は心配せずに向かって頂けるんじゃないかなと云う事で、予定しておりますので。その辺は</p>
--	---	---

<p>議案第 11 号 農業振興地域整備計画の変更 について</p>	<p>議長</p>	<p>宜しくお願いを致します。</p> <p>それから整理番号 6,7,8 のところ。この方につきましても、一昨年位からですね、息子さんと大規模にやって行きたいと云う事で、向かってくださっている方でございます。以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりましたので、それではただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。無い様でございますので、質疑を終えたいと云う風に思います。</p> <p>それでは採決を行います。整理番号 9 番,10 番,12 番,13 番,15 番以外の案件につきまして、原案のとおり認めることに賛成の委員の方。挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が挙手でございます。よって、議案第 10 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案のとおり意見決定を致します。</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>次に、議案第 11 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題と致します。説明をしてください。</p> <p>議案第 11 号「農業振興地域整備計画の変更について」を説明します。次のとおり、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について、湯梨浜町長から提出されたので、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、8-1 頁、8-2 頁)</p> <p>番号 1 土地の所有者及び申請者は 北福●●。土地の表示 大字北福——。地目は畑、面積は 2,008 ㎡。同じく大字北福——。地目は畑、面積は 565 ㎡。同じく大字北福——。地目は畑、面積は 2,745 ㎡。</p> <p>こちらは梨園を廃園と致しまして、クヌギの植林を計画しているものでございます。</p> <p>次の頁 8-1 が航空写真の位置図でございます。赤く縁取っております所がこの度の申請地。それから次の頁、8-2 頁が公図でございます。それで、申請地の左側にですね、隣接する果樹園がございましたけれども。そちらの方は、隣接耕作者がクヌギの植林については同意しますと云う事で、同意書が添付されております。説明につきましては、以上であります。</p> <p>隣接の果樹園はどこにある。</p> <p>隣接の果樹園は、8-1 の方をご覧頂いた方が分かり易いですね。8-1 で ——、それから ——</p>

	<p>議長 事務局</p> <p>議長 横川委員</p> <p>議長 事務局 土井委員</p> <p>議長 土井委員</p> <p>議長 横川委員</p> <p>議長</p>	<p>と云う地番がございますけれども。中央付近、——と云う果樹園がございます、それに隣接するのが ——と、それから一体となっている果樹園 ——。こちらの方が別の耕作者の方が梨園をしておられますけれども、この度の申請者が転用を計画されるに当たっては、同意しますと云う事で。計画自体には同意していらっしゃる。そう云う状況でございます。以上です。</p> <p>それともう一つ、どの位控えて植林する様に指導してる。</p> <p>植林の転用計画については、これからですので。申請に当たっては当然、農業委員会の方で植林に当たってのガイドラインと云う事で定めを設けておりますので。境界から 5m 以上控えて、と云う様な事を指導して参ると。これからの話です。</p> <p>以上で、説明は終わります。それでは、皆さんの方から質疑を承ります。質疑はございますか。質疑はございませんか。はい。横川委員どうぞ、発言してください。</p> <p>一つだけお願いします。教えてください。此処の所、クヌギを植えるんですけど、今現在これ、緑色になっているこれは。雑木が大きくなっていると思っても宜しいでしょうか。その分だけちょっと、教えて頂きたいんですけど。</p> <p>はい、説明を。</p> <p>8-1 の図面の。</p> <p>あの、補足説明を。</p> <p>土井委員の方から、補足説明の要望がございましたので、それではお願いします。</p> <p>たいして回答にならないかもしれませんが。此処は果樹園だったんですけど、本人さんが入院されました。病気したり。一昨年台風で果樹園がズツたりで。今現在は綺麗に、良い果樹園でしたけど、綺麗に切っております。以上です。それで除外してクヌギを植えると。</p> <p>横川委員、今の補足説明で良いですか。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>その他に、ご質問ございますか。それでは無い様でございますので、質疑を終結致します。</p> <p>それでは採決を行います。議案第 11 号「農業振興地域整備計画の変更」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手でございます。従いまして議案第 11 号「農業振興地域整備計画の変更」につ</p>
--	---	--

<p>5 その他</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>きましては、原案のとおり意見決定を致します。 以上で議事は終わります。 その他に入ります。「令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和2年度目標及びその達成に向けた活動計画」について、それでは説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和2年度目標及びその達成に向けた活動計画」について ○ 6月定例総会の予定について 6月10日(水) 15:00 から ○ 6月農家相談会について 6月18日(木) 午前9時から正午まで 担当：横川 力 委員、山下 昇 委員、山本正義 推進委員 ○ 第4次湯梨浜町総合計画審議会委員の推薦について 長谷川会長を推薦することに決定
<p>6 閉会</p>	<p>議長</p>	<p>皆さんご起立ください。以上を持ちまして、令和2年度第2回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。皆様ご苦勞様でした。 (閉会 午後5時00分)</p>